

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成30年10月4日

(名称) 周南市地域公共交通会議
(代表者名) 会長 岡村洋道 印

1. 生活交通改善事業計画の名称

周南市福祉タクシー導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

高齢者や障害者の社会参加を促進するため、移動の手段を確保することは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすために重要な課題である。ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業は、この課題の対応に大きな期待のかかる事業である。病気や障害等の理由で通常の車両が利用できない方も、福祉タクシー車両を活用することにより、外出の機会が広がり、生活の豊かさを高めることができる。タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していくために、地域内の福祉タクシー車両を増加させることが必要である。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

現在地域内には20台の福祉タクシー車両が存在するが、地域内の福祉タクシー車両を平成32年までに23台まで増加させる。

(2) 事業の効果

福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。
介護保険や障害福祉サービスの「通院等乗降介助」を実施する事業者や、市が助成する福祉タクシー券の契約事業者に福祉車両が増加すれば、より多くの利用希望に対応することができる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容) ※具体的に記載すること。

福祉タクシー車両の導入（1台）：村瀬千恵（介護タクシー クローバー）

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

村瀬千恵（介護タクシー クローバー）：身体・知的 各1割引

(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について)

該当なし

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

(※全国的にみて地域の独自性があると考え事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載)

■福祉タクシー券の交付

経済的負担の軽減と社会参画機会の拡大を図るため、重度の心身障害者（児）にタクシー利用料金の一部を助成する事業。

○対象者・・・身体障害者手帳1～3級

療育手帳A

精神障害者保健福祉手帳1級

○補助内容・・・乗車ごとの基本料金（福祉タクシー券 年間48枚）

※腎臓機能障害のため週2回以上の通院透析を受けている人で、通院証明書
の提出がある場合は年間144枚以内

〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成30年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー の導入	3,000千円	600千円	0千円	0千円	2,400千円
	100%	20%	0%	0%	80%
合 計	3,000千円	600千円	0千円	0千円	2,400千円
	100%	20%	0%	0%	80%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

平成31年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー の導入	3,000千円	600千円	0千円	0千円	2,400千円
	100%	20%	0%	0%	80%
合 計	3,000千円	600千円	0千円	0千円	2,400千円
	100%	20%	0%	0%	80%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成30年度				平成31年度				平成32年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの導入	交付決定日以降着手 1台				交付決定日以降着手 1台				交付決定日以降着手 1台			
	● ● ● ●				● ● ● ●				● ● ● ●			
	3月31日完了				3月31日完了				3月31日完了			

7. 協議会の開催状況と主な議論
平成30年9月25日～10月4日 文書協議にて、全ての構成員から合意を得られた。

8. 利用者等の意見の反映
市の福祉担当部局や介護タクシー事業者には、高齢者や障害者の方から、福祉タクシー増加に関する要望が多く寄せられている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長 山口県 周南土木建築事務所 企画調査室主幹
関係市区町村	周南市 都市整備部長
交通事業者・交通施設管理者等	防長交通株式会社 取締役営業部長 徳山地区タクシー協会 会長 西日本旅客鉄道株式会社 徳山駅長 大津島巡航株式会社 代表取締役専務 私鉄中国地方労働組合防長交通支部 書記長 周南警察署 交通課長 光警察署 交通課長 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長
地方運輸局	中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	徳山工業高等専門学校 教授 周南市自治会連合会 会長 周南市老人クラブ連合会 会長 周南市身体障害者団体連合会 会長 鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長 周南北部地域包括支援センター サテライト担当

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市岐山通1丁目1番地
(所 属) 都市整備部 都市政策課 公共交通対策室
(氏 名) 中村 成孝
(電 話) 0834-22-8426
(e-mail) toshi@city.shunan.lg.jp